

## 第16回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和5年9月25日（月）

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時42分

第16回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第78号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

議案第79号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第80号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

議案第81号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第77号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第78号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について

報告第79号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第80号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第81号 職員の分限処分について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	杉 田	孝 行 君
2 番	岸 田	一 男 君	3 番	池 田	庄 司 君
4 番	岡 田	武 君	5 番	川 鍋	優 君
6 番	柴 崎	行 雄 君	7 番	高 橋	眞 一 君
8 番	大 澤	一 樹 君	9 番	渡 邊	敏 男 君
10 番	小 沼	健 司 君	11 番	高 橋	七 海 君
12 番	坂 卷	昭 一 郎 君	13 番	宮 城	与 四 郎 君
14 番	野 口	和 幸 君	15 番	籠 宮	信 寿 君
16 番	坂 卷	泰 子 君	17 番	早 野	公 夫 君
18 番	奈 良	晴 夫 君			

欠席委員 な し

推進委員

久喜 1	平 林	勝 博 君	久喜 6	石 井	幸 宏 君
久喜 7	小 林	重 男 君	栗橋 2	平 井	秀 昌 君

事務局

事務局長	田 中	智 也	副主幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼係長	松 崎	宣 幸
主 事	横 山	玲 央	主 任		

農業振興課

課長補佐 兼係長	田 口	信 幸	主 任	鈴 木	しのぶ
-------------	-----	-----	-----	-----	-----

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第16回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立ください。ご一礼ください。ご着席願います。

初めに、長谷川会長より挨拶をお願いいたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。16番、坂巻泰子委員、17番、早野委員、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、願います。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回農業委員会総会より本総会開催前までの間の経過について、ご報告させていただきます。

それでは、総会議案の3ページを御覧いただきたいと思います。初めに、8月31日、久喜市農業委員会主催により農業委員・農地利用最適化推進委員研修会を鷲宮総合支所会議室において開催し、研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、9月11日、埼玉県農業会議の主催による農地利用最適化活動活性化研修会が羽生市産業文化ホールにおいて開催され、長谷川会長をはじめ農業委員、推進委員、事務局職員、合わせて22名が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、9月14日、同じく埼玉県農業会議の主催による農業委員会サポートシステム操作研修会があげぼのビルにおいて開催され、村田副主幹、横山主事が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、9月19日、埼玉県農業会議所主催による市町村農業委員会職員研修会がさいたま共済会館において開催され、横山主事が出席しました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

次に、9月22日、全国農業会議所主催による農村RMO推進研究会の視聴がウェブにおいて開催され、松崎主任が出席いたしました。研修の内容は御覧のとおりでございます。

以上が経過報告となります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告について何か質問がございましたら、お受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第76号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程しま

す。

村田係長、お願いします。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号232304、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は熊谷市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上大崎地内の畑1筆、757平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在野菜を1アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているということでございます。

以上1件については、所有農地について全て良好に耕作されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

- 8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。現地調査のほうを9月21日に坂巻委員さんと行きましたので、報告させていただきます。

申請書番号232304、目印となる施設、建物からの距離、当地域の状況ですが、星川沿いになって、上大崎の地区集落排水処理施設の前になります。農地の状況ですが、サツマイモとネギが植えられていまして、ちょうど坂巻委員さんと調査のほうに行ったところ、雑草一つないような本当にきれいに耕作されている状況でした。

以上の状況から許可相当と考えられます。

以上です。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの大澤委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第77号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の8ページ、申請書番号232513、譲受人は上尾市在住の方、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、230平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市外の賃貸住宅にて生活をしており

ますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号232514、譲受人は菖蒲町三箇に本店を置き、旅客自動車運送事業等を行っている法人となります。譲渡人については、菖蒲町三箇在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田4筆、合計2,555平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転及び賃借権設定によります駐車場の敷地拡張を目的とした雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として、不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在営業所については敷地が狭くバスの入替えの際に大変苦勞し、また従業員用の駐車スペースを確保することも困難で、国道を渡った場所に確保している状況です。今回近隣で土地を探していたところ、現在営業している隣地の所有者から了承が得られたことから、駐車場のための敷地を拡張することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、9ページ、申請書番号233513、233514は譲受人が同一のために一括してご説明させていただきます。譲受人は、大阪府大阪市中央区に本店を置き、太陽光発電事業を行っている法人となります。233513番は、譲渡人は加須市在住の方、土地の表示につきましては佐間地内の畑2筆、合計804平米、233514番は、譲受人は佐間在住の方ほか2名、土地の表示につきましては、佐間地内の田3筆、合計852平米、申請の内容はいずれも所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、いずれも一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人である法人は、太陽光発電の設置を手がけており、新たな事業用地を探していたところ、譲渡人より申出があり了承が得られたことから、当該申請地に新たな太陽光発電を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号234532、譲受人は福島県郡山市在住の方、譲渡人は伊坂南3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆、213平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります診療所建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在大学で歯学部教授として勤務しており、口を開けての歯科診療が難しい患者のために、全身麻酔を使用しての治療を行っております。定年を迎えるに当たり、新たな歯科診療所の適地を探していたところ、以前からの患者も通いやすい交通利便性のよい当該申請地へ歯科診療所を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

以上5件、いずれの申請者も立地基準及び賃金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（大澤一樹君） 8番、大澤です。9月21日、坂巻委員さんと現地調査のほうを行っておりますので、報告させていただきます。

申請書番号232513、目印となる施設ですが、おばやし保育園から南に50メートルの場所となります。周囲の状況ですが、東側が道路、西側が自宅、南側が陸田、北側が自宅となります。周囲の農地に被害を及ぼすおそれがあるかどうかですが、コンクリートブロック土留めを設置して、隣接農地への被害がないようにする設計になっていること、雨水は宅内処理を原則としてオーバーフロー分のみを放流する設計となっております。

もう一つの申請書番号232514です。目印となる施設ですが、国道122号線の矢島の交差点、蔦屋書店のところのセブンイレブンから南西に100メートル程度の距離となります。周囲の状況ですが、東側は農地、西側が宅地です。南側が農地、作付はこちらなかったです。北側が道路となります。周囲の農地に被害を及ぼすおそれがあるかどうかですが、南側に農地と接している箇所がありますが、申請地側に緩やかなのり面を設けるとともに、隣接農地との境にコンクリート板による柵を設置する設計となっております。

以上の2件につきまして、現地の状況から許可相当と判断します。

以上です。

○18番（奈良晴夫君） 18番の奈良でございます。

申請書番号233513番から説明をさせていただきます。申請地はカインズモール大利根店から西へ300メートルほど離れた位置に位置しております。周囲の状況ですが、北側が水路、東側は畑、南側は市道、西側は農地となっております。被害防除につきましては、隣接農地との境界はマウンドアップを施し、雨水は宅内浸透とすることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。本件につきましては、申請書及び現地の状況から、許可相当と判断いたします。

続いて、申請書番号233514番、申請地はカインズモール大利根店から南へ150メートルほどに位置しております。周囲の状況ですが、北側は農地、東側は市道、南側は資材置場、西側は農地となっております。被害防除につきましては、隣接農地との境界はマウンドアップを施し、雨水は宅内浸透とすることから、周囲の農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

本件につきましては、申請書及び現地の状況から、許可相当と判断いたします。

以上でございます。

○11番（高橋七海君） 11番、高橋でございます。9月21日に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号234532、申請地は市立東鷺宮小学校の道路を挟んだ南側に位置するところです。周囲は、北側が市道、ほかは宅地及び駐車場になっておりました。農地自体は雑草も刈られており、きれいな状態でした。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております、排水につきましては合併浄化槽を設置する計画となっております。以上のことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上1案件について、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員からの調査報告について質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第78号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第78号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを上程しま

す。

事務局の説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第78号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、議案書の11ページになります。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてでございます。今月計画変更1件提出されております。

申請書番号231512、土地の表示につきましては、野久喜地内の宅地1筆、300.10平米でございます。こちらの対象地につきましては、平成5年の4月に事業目的を自己用住宅建築とした農地法第5条の許可を久喜市農業委員会から受けております。許可当時の譲受人については、当該申請地に自己用住宅を建築する予定でしたが、その後状況が変わり、当該申請地に自己用住宅を建てないまま現在に至っているとのことでございます。そのため、申請地の現況は現在も農地となっておりますが、今回自己用住宅建築を予定している方が事業計画の承継者として事業計画変更の申請が提出されたものでございます。内容を確認したところ、当初の目的達成が困難となったことについて、事業計画者の故意や重大な過失によるものではなく、また申請地は周辺農地に及ぼす影響もないと認められることから、農地法第51条第1項の規定による許可の取消し等を講ずる必要はないと判断しているものでございます。なお、計画変更後については承継者の自己用住宅建築のための宅地として利用される予定となっております。

農地法第5条の規定による許可後の計画変更の説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ただいまの説明に関連して質問をお受けします。

2番、岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） ちょっと教えてもらいたいのですが、地目が宅地となっております。そうすると、これは5条の許可を得て法務局に届けを出して、宅地として地目変更をしてあるということですか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。岸田委員さんがおっしゃるとおり、法務局に地目変更届を出して、地目はもう既に変わっているような状態になります。

○2番（岸田一男君） そうすると、宅地になったものについて農地法許可の計画変更というのは、これは必要なのですか。聞きたいのは、宅地になっているのであれば、報告とか、そういった形で簡素化できないのかなということですか。その点だけお尋ねします。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主事（横山玲央君） 事務局の横山です。農地転用の許可申請自体がその人の事業計画に対して許可をするものになっております。つまりは当初の申請者の方がこういった計画で許可をするということで、そういった家が建てたいということで農転の申請をいただいております。審査の中でその人が家を建てるということについて審査して許可をしていますので、本来であればその方というのが、その許可を履行しなければいけないのです。ただし、今回計画変更が上がっているとおり、申請者の重大な故意、過失によるものではない事象が発生し、そこで計画が頓挫してしまっただけですが、そこで同等の必要性を持つ方というのが現れたので、継承するという次第になります。

○2番（岸田一男君） 分かりました。ありがとうございました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） 質問がありませんので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第78号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定します。

◎議案第79号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第79号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第79号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の13ページになります。今月は10件の申出を受けておりまして、全て新規案件でございます。

それでは、申請書番号、久喜18番、19番は借手が同じため一括して説明をさせていただきます。利用権を設定をする農地は、除堀地内の田2筆、合計5,363平米でございます。借手、貸手ともに除堀在住の方となっております。設定する利用権が賃貸借権の設定で、水稻作付5年間、賃借料が反当たり1万円ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、久喜の20番、菖蒲53番から58番までは借手が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、北青柳ほか地内の田5筆、畑7筆、合計1万3,413平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は北青柳在住の方ほかとなっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は、使用貸借権ほかの設定、水稻作付6年間ほかを予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋の9番、利用権をする農地が栗橋地内の畑2筆、合計2,172平米でございます。借手は東京都足立区在住の方、貸手は白岡市在住の方となっております。設定する利用権は、賃貸借権の設定、普通畑10年間、賃借料が2筆合計1万円を予定しているものでございます。

以上が今月の新規案件の説明でございます。今月の利用権設定面積が新規16筆、2万948平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、久喜20番、菖蒲53番から58番までにつきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

初めに、久喜18番、19番の借手につきましては、久喜6地区の石井推進委員よりお願いいたします。

○久喜6（石井幸宏君） 久喜6地区の推進委員の石井です。9月5日の火曜日に、会長、私、借手の方と事務局とで新規利用権設定に伴う面接を行いました。借手の方は、子供の頃から実家の田植えや稲刈り、畑等の手伝いをしており、農業技術、知識も有している方で、必要な農機具は実家にあるということで、それを使用するということです。このたび地元除堀地区の担い手不足の解消のためにと新規に利用権設定を行うものです。

以上のことから、本借手は利用権を設定する農地を適正に耕作していくものと考えています。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋9番の借手につきましては、栗橋2地区の平井推進委員よりお願いします。

○栗橋2（平井秀昌君） 栗橋2地区の平井です。8月3日の木曜日、新規就農する借手の方と長谷川会長、私、事務局とで新規利用権設定に伴う面談を行いました。借手の方につきましては、現在研修先で農業技術を学んでおり、来年の4月から作付できるよう、利用権設定後にはその土地において土づくりを始めるとのことです。また、利用権設定地に隣接する宅地を拠点とし、その場所に農業機械などを格納する予定と聞いております。最後に、借手の方はまだ40歳代と若く、これからの地域の重要な担い手として期待しております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、議案第79号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第80号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第80号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

なお、菖蒲11番につきましては議事参与の制限がございますので、これを除いて説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第80号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、議案書の15ページから17ページまで。

最初に、15ページ、久喜の2番、議案書17ページ、菖蒲12番、借手が同じため一括して説明させていただきます。設定を受ける農地が、北青柳ほか地内の田5筆、合計3,426平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計3,335アール耕作しております。設定する権利が使用貸借権の設定で、水稲作付6年間となっております。

続きまして、15ページ、16ページ、菖蒲の10番、設定を受ける農地が菖蒲町小林地内の田26筆、畑4筆、合計1万3,981平米でございます。借手の方は、菖蒲町小林に事務所を置く法人で、現在水稲及び野菜を合計で2,986アール耕作しております。設定する権利が貸借権の設定で、水稲作付10年間、賃借料、反当たり5,000円ほかとなっております。

続きまして、17ページ、栗橋の3番、設定を受ける農地が高柳地内の田2筆、合計2,462平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稲及び野菜を合計で1,338アール耕作しております。設定する権利が貸借権の設定で、水稲作付5年間、賃借料は反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から菖蒲11番を除く説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

菖蒲11番を除き、議案第80号 久喜市農用地利用集積等促進計画の原案について、賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

次に、菖蒲11番に移ります。

農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限により、高橋七海委員におかれましては暫時ご退席願います。

〔11番 高橋七海君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書の16ページから17ページまで、菖蒲の11番、設定を受ける農地が菖蒲町三箇地内の畑7筆、合計9,987平米でございます。借手の方は東大輪に事務所を置く法人でございます。設定する権利が賃貸借権の設定で、普通畑6年間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

説明のほうは以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは質問をお受けします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、菖蒲11番について原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

高橋七海委員の入室を認めます。

〔11番 高橋七海君着席〕

◎議案第81号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第81号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第81号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、議案書の19ページ、今月生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願が2件提出されておりますので、ご説明させていただきます。

内容につきましては、市が市街化区域内の農地で一定の条件に該当する区域を生産緑地として定めたものについて、生産緑地の指定を解除する要件の一つである主たる従事者が死亡または農林漁業に従事することを不可能にさせる故障をしたときに該当するものとして、所有者の親族が市に対し買取りの申出をしたものでございます。その申出に対し、農業委員会では死亡または故障した方が農業の主たる従事者だったということの証明を求められているものでございます。具体的には、議案書の主たる従事者の欄に記載されている方が、農業の主たる従事者であったかどうかの確認をしていただければと思います。

それでは、議案書に記載されている個別の案件について説明をさせていただきます。

まず1番、土地の表示につきましては、久喜本地内の田1筆、1,068平米でございます。主たる従事者、申出者ともに上早見在住の方となっております。主たる従事者と申出者の関係につきましては、本人となっております。買取り申出の生じた日及び理由につきましては、令和5年8月15日に主たる従事者の故障によるものでございます。

続きまして、2番、土地の表示につきましては、西地内の畑3筆、田4筆、合計5,563平米でございます。主たる従事者、申出者ともに西在住の方となっております。主たる従事者と申出者の関係につきましては、相続人となっております。子となっております。買取り申出の生じた日及び理由につきましては、令和5年6月15日に主たる従事者の死亡によるものでございます。

それでは、以上2案件についてご審議お願いできればと思います。よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） それでは、1番の主たる従事者の生前の農業従事状況につきまして、久喜1地区の平林推進委員さんより報告をお願いしたいと思います。

○久喜1（平林勝博君） 平林です。まず、最初の1番の久喜本の土地ですが、現在畑、ここでは地目畑になっていますけれども、ちょっと今は草ぼうぼうになっています。本人が病気ということで、今後ちょっと農業を続けていけないというのが病院からの証明ですか、ありましたので、ここに従事者故障という名目で申請したということでございます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

続きまして、2番の主たる従事者の生前の農業従事状況につきまして、久喜7地区の小林推進委員さんより報告をお願いしたいと思います。

○久喜7（小林重男君） 主たる従事者は、主に野菜などの作付を行っていました。このたび死亡により生産緑地として農業を継続することができないことから、本申出がありました。今後市街化区域の農地へ用途を変更したいとのことなのです。よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありましたので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第80号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、原案に賛成の農業委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。

議案書21ページから23ページまで、農地法第5条の届出でございます。今月は6件の市街化区域内の農地法第5条の届出を受理しております。

続きまして、議案書の25ページ、農地法第5条の許可申請取下願についてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条許可申請書が提出されましたが、申請受理後に譲渡人の都合により取下願が提出されたものでございます。

続きまして、27ページ、28ページ、農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は4件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、30ページ、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、31ページ、職員の分限処分についてでございます。職員の任免に係る取扱いについて、農業委員会等に関する法律に、職員は農業委員会が任免するという規定があり、それには職員に対する戒告、減給、停職、休職等の処分も含まれており、該当する職員がおりますので、報告します。処分内容は休職で、先月の総会でも分限処分のほうを報告させていただきましたが、今回は病気療養期間が延びることにより、その期間について久喜市職員分限懲戒審査委員会から分限休職処分が適当との報告がなされ、その報告を踏まえ地方公務員法の規定に基づき分限休職処分としたものです。なお、休職の期間は、主治医の診断によるものです。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何か質問がございましたらお受けします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） ないようですので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第8、協議事項に入ります。

今月は、認定農業者の認定に関する意見照会がありました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、総会資料と一緒に配付させていただきましたA4のコピーのもので、表側に農業経営改善計画の認定に係る意見についてと書かれておりますものを御覧ください。

こちらについては、認定農業者を認定するに当たりまして、農業経営者から市に対しまして農業経営改善計画が提出され、これらの判断をするに当たりまして、認定農業者にふさわしいか否か、農業委員会の意見を求められているものでございます。

資料にございますとおり、今月1件の申請が提出されております。現在の作付予定面積が23アールで、目標とする営農類型が野菜、芋類の複合経営でございます。作付面積140アールまで拡大する計画でございます。年齢が46歳でございます。申請者は、今後農地の借入れを進め、高性能機械を導入するなどし、生産の合理化を図ることを目標としております。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま説明がありました。何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

早野委員。

○17番（早野公夫君） この農業経営改善計画認定申請書なのですけれども、今まではたしか経営をしていて、その途中で認定農業者の申請だったと思うのですけれども、今回は何もやっていなくて新たに認定農業者をやりたいということなので、ちょっとその辺が意味が分からないのですけれども。

○会長（長谷川 勲君） 農業振興課、お願いします。

○農業振興課主任（鈴木しのぶ君） 農業振興課、鈴木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

今までは、実際に農業をやっている方が申請するというパターンが多かったのですけれども、制度といたしましては、今後久喜市の担い手として営農を拡大できる見込みがある方も認定していくということもできますので、申請を受けております。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん。

○17番（早野公夫君） それでは、今までは農業経営やっていなかった人でも、これからは申請すれば農業経営の土台ができるということですか。

○会長（長谷川 勲君） 農業振興課。

○農業振興課主任（鈴木しのぶ君） そのとおりです。提出していただいている計画書の中に、具体的な農地面積、場所、申請書を出す方が5年後の将来像というものを記載していただき、その内容が久喜市の基本構想に沿っていれば認定するものでございます。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん。

○17番（早野公夫君） これまでの認定農業者制度による申請との違いは、これからやりたいという人も認定農業者として認定するということですね。

○会長（長谷川 勲君） 農業振興課。

○農業振興課課長補佐兼係長（田口信幸君） 農業振興課、田口と申します。今回出された方は、今までは認定新規就農者というのもございまして、45歳未満の方につきましては、同じ認定農業者の方でも認定新規就農者という制度でございまして、基本的に農業を始められた方につきましては、認定新規就農者というところで認定等をしていたところなのですが、今回45歳以上というところもございまして、5年後の計画というのも確認して、認定農業者として認定するというので、将来5年後ということでも担い手になりたいということでも計画が認められれば、市としては認定農業者、認定新規就農者として認めていくという方向で考えております。

○会長（長谷川 勲君） 早野委員さん。よろしいですか。

○17番（早野公夫君） 分かりました。

○6番（柴崎行雄君） すみません。それは久喜市がということですか。埼玉県がということですか。そこを教えてください。国がということですか。

○会長（長谷川 勲君） 農業振興課

○農業振興課課長補佐兼係長（田口信幸君） 基本的には、認定農業者を認めていくというのが各市町村ごとになりますので、基本的な方向性というのはあると思うのですけれども、必ずしもほかの市町村と同じとは限らないのですが、久喜市としてはそういう方向で考えています。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ほかに質問はございませんか。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） この認定農業者の申請して、認定された場合のこの方のメリットって何があるのですか。説明ですと、高機能の機械を導入するとかということを行っています、ということは市のほうからそれに対して補助金

が出るのですか。認定農業者になるメリットというのはいどこにあるのか、その点を教えてもらいたいです。よろしくをお願いします。

○農業振興課主任（鈴木しのぶ君） 認定農業者として認められますと、国や県などの様々な支援策を受けられることができます。例えば資金や融資を受けたときの金利の優遇などを受けることができますので、そういったメリットをきっかけとして申請される方が多いと思われます。

○2番（岸田一男君） メリットが漠然としていて、具体的なのが分からないのです。米8反ぐらいやっていて、小麦もやっていて、大豆もやっているのですけれども、申請しようとは思っているのですけれども、認定農業者になると青色申告しろとか、いろいろ難しい問題がありますけれども、今ちょっと勉強中なので、それでお尋ねしています。よろしくお願ひいたします。

○会長（長谷川 勲君） 農業振興課、お願いします。

○農業振興課課長補佐兼係長（田口信幸君） 岸田委員さんのほうから、先ほど言ったとおり金利の優遇が受けられたりですとか、国の補助金を出すときに、その対象者となる方が認定農業者というような要件であるような補助金がございます。なかなか国の補助金、県の補助金等でも将来的な拡大等、そういう計画がないと補助金もらえないというようなメニューが多くなっておりますので、そういったところから認定農業者になっておきますと、そもそも対象になってきたりですとかありますことから、そういったところを実際に使いたいというときに使えるような制度になってくるかなと思います。

あと、先ほど言ったようなお金借りたときに利子のほうが優遇措置などもありますので、一応県から出ている主な支援措置というチラシもありますので、必要でしたらお渡しもできますので、相談いただければと思います。

○2番（岸田一男君） 農業機械を買うときに、認定農業者は補助金が使えますのですか。認定農業者の人は、それが知りたいのです。

○農業振興課課長補佐兼係長（田口信幸君） 融資を活用してということでは全額補助とかということではないのですけれども、そういったもので補助金が出るようなメニューにつきましてはございますので、必ずしも通るということではないのですけれども、認定農業者になったりするとそういった補助金を申請する要件がまず得られるというところは出てくるかと思ひます。

○会長（長谷川 勲君） 岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 分かりました。ありがとうございます。そういったメニューがあるということですね、分かりました。

○会長（長谷川 勲君） それでは、ほかに質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、今回提出された1件の農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思ひます。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かご

ございましたら、お受けいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時42分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和5年9月25日

久喜市農業委員会会長 長 谷 川 勲

署 名 委 員 坂 卷 泰 子

署 名 委 員 早 野 公 夫